



寄稿

朝ドラと憲法

NHK朝ドラ「虎に翼」、初めての女性裁判官誕生の物語が快調らしい。戦後の民法改定にも関わる憲法14条法の下の平等が男女を問わず国民の自由な生き方を保障しているのだと納得。

「魚は頭から腐る」とは皮肉にもプーチンの国の諺だそう。増税、物価高、福祉を削り軍拡に走る悪政に人々が苦しむこの国の頭は大丈夫か。

鹿児島県警本部長が警察の不祥事をもみ消し、それを告発した部下を護らず逮捕、元首相安倍と近い男が犯したレイプ事件で、逮捕を上層部が止めた。

高い技術をもつ企業を公安が違法捜査して関係者にいわれなき苦痛を科した。

正義を貫くべき警察に不正が横行、国民の信頼は揺らぐ。

裏金脱税議員を起訴せぬ検察もしかり。自公お手盛りの政治資金規制法は全く規制の名に値しない。旧統一協会の解散もうやむやに葬り去られるのか。追及しないメディアの頭も腐っていないか。大臣は自らの言葉で話す器量なく答弁は官僚頼み、志を持った官僚は内閣人事局によって排除される。裁判官は政権に付度した判決を下す。もはや三権分立は機能していないようだ。

関一



森友事件では文書改ざんを強要された赤木氏が自死、命じたトップが栄転した。赤木氏は国家公務員の心構え

「私は、国民全体の奉仕者として、日本国憲法を遵守し云々」を座右の銘としていた。この文言は権力者の頭が腐

らぬよう諷めたものだ。憲法第99条憲法擁護・尊重の義務は議員、裁判官を含む公務員に科せられている。ならば、政権側が改憲を発するのは義務違反ではないのか。

かつて町田市議会は安倍首相の改憲発言に抗議文を送った。

国民が主権者だ、我々は憲法で保障された権利、選挙権をもつ。それを行使しよう。頭を腐らせるな。

法律と法則は英語では同じ Law、若かりしとき後者に惹かれて理學へ、憲法は必須なので一応単位をとるも今更ながら法の大切さを思う。当面、朝ドラの展開に目が離せない。

今月の予定です



7月7日(日) 13:30～16:45

DVD 視聴と 部落差別の原点 島崎藤村作 市川雷蔵主演
意見交換 映画「破戒」市川崑監督

南部梅郷公民館

南地域九条の会

7月9日(火) 16:00～17:00

9の日
行動

九条通信配布とアピール

愛宕駅 改札前広場

野田・九条の会

7月13日(土) 13:30～16:00

野田・九条の会 YouTube 視聴と意見交換「積極財政が緊縮財政？」
7月例会 樺のホール 第1集会室 野田・九条の会

7月19日(金) 13:30～15:30

自由参加

ちょっと硬派な
「おしゃべりカフェ」政治や社会のこと気軽に
おしゃべりしましょう。

イオンノア 3階 第2会議室

野田・九条の会

8月4日(日) 13:30～16:50

DVD 視聴と意見交換 『未解決事件 下山事件』
南部梅郷公民館 南地域九条の会

「日本国憲法 第25条」

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

私たちは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持ち、これを憲法が保障しています。長い人生でいつ、いかなることで生活が困窮するかわかりません。一生懸命生きようとしても先を見出すことができないこともあります。このようなとき国の責任として生活保障をするとしたのが25条です。

国民は健康保険、厚生年金保険、介護保険、また雇用保険からなる社会保険制度を維持し連帯に努めなければなりません。そして国は、国民の共助のみでなく国庫から公の負担で直接扶助をしなければなりません。

日本国憲法は旧憲法に比べ世界の最も新しい民主主義の理念にたって国の責任を著しく重くしています。

そして在日韓国・朝鮮人や外国人など、日本での暮らしを保障するための憲法の解釈また法の整備をしなければなりません。



先月、国会において地方自治法改正案が可決された。今回の改正には大規模災害や感染症また国に重大な影響を及ぼす事態に、国が自治体に指示できるとした特例が盛り込まれている。ここで何が問題かといえ、大災害時いち早く被災状況を把握できるのは地元の自治体であり国ではない。自治体は迅速かつ自主的に対応しなければなりません。

しかし国はこれらを過去の災害で実証されているにもかかわらず指示権発動の際、事前協議をとる要求にも応じられないとしていて、いざという時にはちぐはぐな事態が生ずるのは目に見えている。他国との危機事態においても指示権を発動すると言明しており、これはもはや自民党の改憲草案 99 条にある「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。」を先取りで成立させたことになる。さらに同条案三項の「何人も、……発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。」への流れへとつながる恐れを強く感ずる。

● “集団的自衛権容認”でも

これに先立つ’15年の安保法制、このときは集団的自衛権の一部容認を国民的大反対を尻目に強引に成立

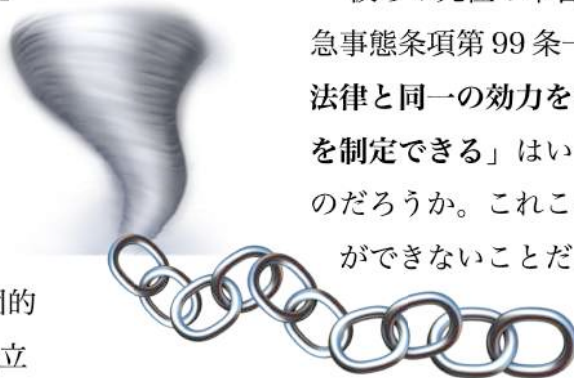
させ、自衛隊は海外で他国軍とともに戦えるとしてしまった。戦後の政府はずっと集団的自衛権は容認せず、専守防衛に限ると説明してきたにもかかわらず、実質改憲したごとの先例を作っている。

● 自民党金権政治はさらに狙う

ここにきて国民は自民党の裏金問題を深く知ることとなった。自民党は数十年ウラ金政治を続け、先月の改正規制法はウラ金容認法へと変質させ、これからも何ら変えないよということであった。

このような政党が岸田政権任期中に改憲をすると言い張り、緊急事態条項の新設で議員任期を延長する条文化作業を始めようとしている。

彼らの究極の本音、草案の緊急事態条項第 99 条一項「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定できる」はいつ言い出すのだろうか。これこそ許すことができないことだ。



甦る 戦争の恐怖



丸山 敬子

3 年ほど前のこと、食卓に置いた 9 条の会のチラシに目をやりながら夫がぼつと「俺の終戦は 2 年後だ」と言いました。

夫の実家は農家です。わけを尋ねると昭和 22 年、日照りで川の水が少なくなり、水田の水の取り合いで川下の村と紛争になったとのこと。

村同士の話し合いで決めたことを守らずに、川下の村の農家が、夜中に川の堰を決壊したことから始まった争いのようなものでした。

夏には子ども達が水泳をする川で、大人は鎌を持って、中学生の兄は石を投げて戦ったそうです。夫は 10 歳くらいでしたが、下流の人達が本当に憎らしく、自分も石を投げたかったと言いました。戦争に参加したかったということです。

紛争はその時限りで、すぐに話し合いがついたようでしたが、この恐怖の記憶はふっと甦ることがあると話していました。

ウクライナ、ガサで、今も戦渦にいる子ども達が早くあたりまえの暮らしにもどれるよう、日本政府は力を尽くして下さい。

